

平成 2 5 年度 事業計画書

平成 2 5 年度の事業概要は次のとおり。

1. 奨学金貸付事業

心身ともに健全で学業に精励し修学の見込みがあり経済的理由により修学困難な者に対し奨学金を貸付し、もって有用な人材を育成することを目的として行う。

(1) 貸付資格

高等学校、特別支援学校の高等部の本科若しくは別に定める専攻科、中等教育学校後期課程又は別に定める専修学校高等課程の生徒で次の条件のうちいずれかを備えている者

ア．保護者が北海道に住所を有する者

イ．(保護者が北海道に住所を有していない者で) 生徒本人が北海道内の高等学校等に在学し、北海道内に住所を有し、他府県が行う奨学事業が行う奨学事業の貸付を受けていない者

(2) 貸付月額等

ア．奨学金の月額は次のとおりとし、奨学生は一つを選択する。ただし国公立高等学校等生徒の月額の上限は、別に定める生徒を除き、2 5 , 0 0 0 円とする。

1 0 , 0 0 0 円 1 5 , 0 0 0 円 2 0 , 0 0 0 円

2 5 , 0 0 0 円 3 0 , 0 0 0 円 3 5 , 0 0 0 円

イ．奨学金は無利子とする。

ウ．貸付期間は貸付開始月から最短修業年限の終期までとする。ただし、原則として 4 年を限度とする。

(3) 返還

貸付終了後、1 年据置き 1 2 年以内に年賦・半年賦にて返還

2. 入学資金貸付事業

北海道内の私立高等学校(全日制) の入学時に要する納付金(入学一時金) の貸付を行う。

(1) 貸付資格

生活保護又は住民税非課税世帯の子弟

(2) 貸付額

2 0 0 , 0 0 0 円以内

(3) 返還

貸付した年の翌年の 6 月から 1 2 年以内に半年賦にて返還

3. 奨学金及び入学資金貸付金の回収業務

返還期限の到来している奨学生等に対し返還通知書を発送し、銀行・郵便局からの口座振替及び払込用紙により返還金の回収を行う。また、滞納者に対し文書及び電話による督促を行う。

長期滞納者等に対しては訴訟及び債権差押等の法的措置を行う。